

盛岡市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 26 年 4 月 28 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 26 年 1 月 29 日付け 25 盛監第 94 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 教育委員会事務局及び教育機関に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

25 盛教学教第 463 号

平成 26 年 3 月 31 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 1 月 29 日付け 25 盛監第 94 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（学校教育課）

日本スポーツ振興センター災害共済給付金の小切手振出しに当たり、書き損じ分について、小切手を残さず、廃棄している事例が 9 件見られたので、適正な事務の執行を求めらる。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

日本スポーツ振興センター災害共済給付金の小切手振出しに当たり、盛岡市財務規則に基づき適正に実施するよう課員に指導した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

小切手振出しに当たり、小切手帳を複数人で確認できるよう、小切手管理簿を作成し、再発防止に努めることとした。

25 盛教学務第 311 号

平成 26 年 3 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 1 月 29 日付け 25 盛監第 94 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（学務教職員課）

盛岡市中学校給食調理等業務委託に当たり、契約約定に定められた再委託の承認手続きが行われていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

受注者から委任承認申請書の提出を求めるとともに、承諾通知書を送付する等などして、関係書類の適切な処理及び保存を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

契約書中の約定内容の確認が契約担当者及び受注者とも不十分であったため、必要な書類の提出確認が行われなかったことが原因である。

今後、同様な事案がないよう決裁権者以下職員に指示するとともに、契約後に提出が必要な報告書等関係書類のチェックリストを作成し、提出期限を確認するなどして、適切な書類の処理及び保存に努めることとした。

25 盛教歴第 337 号

平成 26 年 3 月 25 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 1 月 29 日付け 25 盛監第 94 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（歴史文化課）

公の施設の指定管理に当たり、基本協定で定められている年間修繕料について、残額が生じたにも関わらず返還されていない事例が見られたので、当該残額について指定管理者から返還させる手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

業務仕様書に定められた修繕費の基準額 20 万円と修繕の実績額との差額について、平成 23 年度分 2,684 円、平成 24 年度分 45,146 円合計 47,830 円の返還請求を行ない、3 月 25 日納入を確認した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、業務報告書における修繕費について、決裁者及び担当者の確認不足であった。

今後は、業務報告書を受理した際に指定管理料の精算項目について、チェックリストを作成し確認することとするほか、指定管理者との連絡調整を密にし、担当者が指定管理者の修繕費の支出状況を常に把握し再発防止を図る。

25 盛教西公第 63 号

平成 26 年 3 月 31 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 1 月 29 日付け 25 盛監第 94 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（西部公民館）

飲料水自動販売機の設置にかかる行政財産使用料の諸経費あん分額算定に当たり、再エネ発電賦課金等料金を加算していない事例が見られたので追徴の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

盛岡市行政財産使用料条例（昭和 40 年条例第 9 号）に基づき、行政財産使用料の諸経費あん分額の再エネ発電賦課金等を加算して計算し、平成 23 年度から平成 25 年度分 2,533 円の追徴手続きを行ない、平成 26 年 3 月 18 日納付を確認した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

行政財産使用料の諸経費あん分額算定について、太陽光発電促進付加金が課された平成 23 年 4 月分から加算せず誤って算定し、その算定を踏襲したことが原因である。

今後は、使用料の算定については事務担当者複数で確認することにより再発防止に努める。